

バナー広告の募集(案)

滋賀県精神保健福祉協会ホームページにおけるバナー広告の募集について

滋賀県精神保健福祉協会ではトップページにバナー広告枠を設けております。同枠への広告を掲載いただける場合は、以下の手続きによりお申し込みをお願い致します。

1. 広告枠の位置

トップページ下部(表示位置は固定)



(アクセス数は確認)

2. アクセス実績(年 月～令和7年2月末) ⇒ 旧HPを含む
※一部のバナー広告が表示されないページのアクセス数を含みます。

3 広告枠の規格

1 枠あたりの規格は、以下のとおりです。

バナー広告規格

バナー広告

形式 : GIF(アニメ不可)、JPEG

4 掲載期間・申し込み受付期間

年度単位 (4月始めから3月末まで)でご利用できます。

5 広告掲載料

年額 **40,000** 円(税込) トップページに掲載されます

6 申込方法

広告掲載申込書および誓約書に必要事項をご記入のうえ、郵送・FAX・電子メールのいずれかの方法でお申し込みください。

(必要な用紙は、メールにて請求ください)

7 申込先およびお問い合わせ

- ・ 郵送: 〒525-0072 草津市笠山8丁目4-25
 - ・ 滋賀県精神保健福祉協会 事務局 あて
 - ・ FAX 077-567-5250
- 電子メール smental@ex.bw.dream.jp

8. 広告掲載の決定方法

「滋賀県精神保健福祉協会ホームページ広告掲載申込書」に基づき審査・選考し、決定します。

なお、枠数に限りがありますので、申込多数の場合は、選考・抽選によりお断りさせていただく場合がありますので、ご了承ください。

9 申し込みから掲載までの手続き

1. 広告の掲載(不掲載)を決定した後、「滋賀県精神保健福祉協会ホームページ広告掲載(不掲載)通知書」を送付します。
2. 広告掲載の通知が届きましたら、ホームページ広告の原稿(画像)を期限までに提出してください。
3. 広告掲載料を、期限までに一括して納入してください。

10. 掲載できない広告

1. 法令に違反し、または違反するおそれのある広告
2. 公の秩序または善良の風俗に反するおそれのある広告
3. 人権を侵害し、または差別を助長するおそれのある広告
4. 選挙に関する広告
5. 政治性のある広告
6. 宗教性のある広告
7. 社会問題についての意見広告
8. 個人の氏名の名刺広告
9. 誇大、虚偽、誤認等のおそれのある広告
10. 責任の所在が不明確な広告
11. その他本県の財産を活用した広告として適当でないと認められる広告

様式第1号

滋賀県精神保健福祉協会ホームページ広告掲載申込書

年 月 日

滋賀県精神保健福祉協会 会長 様

申込者 氏名
(団体にあつては、名称および代表者の氏名を記入してください。)

滋賀県精神保健福祉協会ホームページに広告を掲載したいので、下記のとおり申込みます。

申込みに当たつては、滋賀県精神保健福祉協会ホームページ広告誓約書等の内容を順守します。

記

1 広告内容

(1)希望期間 (掲載期間は1年度単位です。)

年 4月 1日 ~ 年 3月31日

(2)ホームページ広告の内容

(3)リンク先ホームページの内容

(4)URL

2 連絡先

(1)住 所:(〒 -)

(2)担当者氏名:

(3)電 話:

(4)F A X:

(5)E-mail:

様式第2号

誓 約 書

私は、滋賀県精神保健福祉協会ホームページにおける広告掲載に申し込むにあたり、下記に該当する者でないことを誓約します。

なお、下記(10)、(12)について、県が必要な場合には、関係各機関に照会することについて承諾します。

記

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する風俗営業およびそれに類似する業種
- (2) 貸金業の規制等に関する法律に規定する貸金業のうち、専ら消費者金融業および事業者金融業を営む事業者
- (3) ギャンブルに関する業種。ただし、当せん金付証票法に規定する宝くじに係るものを除く。
- (4) エステティックサロン、美容整形など、法律の定めのない医療類似行為を行う業種
- (5) 特定商取引に関する法律に規定する通信販売、訪問販売を専ら行う事業者。ただし特定商取引に関する法律第30条に規定する通信販売協会に加盟している事業者を除く。
- (6) 投資顧問業、抵当証券業、商品先物取引業、金融先物取引業など、利殖を目的とした投資・投機のおっせん、勧誘、募集等を専ら行う事業者
- (7) 結婚相談所、交際紹介業等の業種
- (8) 探偵社、身元調査会社等の業種
- (9) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (10) 県税の滞納がある事業者
- (11) 滋賀県物品関係指名等停止基準その他の滋賀県の機関が定める指名停止等の基準による指名停止または指名の対象外の措置期間中である事業者
- (12) 暴力団員がその経営に実質的に関与している事業者、暴力団の威圧または暴力団員を利用するなどしている事業者および暴力団の維持、運営に協力し、または関与している事業者
- (13) その他本県の公共機関としての社会的な信頼性および公平性を損なうおそれのある業種および事業者

年 月 日

滋賀県知事

住所〔法人、団体にあつては事務所所在地〕

氏名〔法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名〕
(身分証明書・社員証等の提示により押印に代えることができます。)

生年月日〔代表者の生年月日・性別〕
年 月 日 性別(男・女)